

# 消費者トラブルを防ぐために

## 《子ども・若者》



### ●成年年齢の引き下げ

令和4年（2022年）4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、親権者の同意がなくてもクレジットカードが作れたり、携帯電話が契約できたり、自分の判断でさまざまな契約ができるようになりました。18歳を迎えていると未成年者取消権が適用されなくなり、契約の取り消しが効かなくなる場合が多くなるため、高額な契約は特に注意しなければいけません。

### ●若者に多いトラブル

契約の知識や経験の乏しさにつけこみ、若者を狙う悪徳商法はSNSなどを利用した手口が増加しています。被害に遭っても、恥ずかしさや自分に落ち度があると感じて諦めてしまうことも多いようです。不安なときは一人で悩まず、家族や消費生活センターなどにご相談ください。

最終画面で必ず  
チェックしましょう

## SNS・インターネット通販の 契約条件チェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 支払いとなる総額はいくらですか？
- 返品特約や解約条件を確認しましたか？
- 契約条件などが記載されている画面をスクリーンショットで保存しましたか？



消費生活センターの職員さんに  
最近の消費者トラブルに  
ついて聞いてみました



和歌山県消費生活センター  
岩橋相談員

和歌山県消費生活センター  
☎ 073-433-1551  
和歌山市手平2-1-2  
県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階

——最近多いのはどのような相談ですか

株高で投資に関心が集まる中で、有名人や大手企業を語った「高配当株」などの広告を見て投資詐欺に遭うケースが今年に入って急増しています。また、インターネットでは、アプリをダウンロードさせ、アプリ上で利益が出ているように見せかけて高額な投資資金を振り込ませるが、出金時に手数料などの名目でお金を要求する手口などが多いです。特に、若者は、分割払いで契約していた脱毛エステ会社が倒産し、残金を払わないといけななどの相談、また高齢者はメールでのウイルス警告や投資、NISAなどの広告であおられ、始めてしまったなどの相談をよく受けます。

——トラブルに遭わないためには日頃からどのようなことに気を付ければよいでしょうか

電話で簡単に個人情報やSNSなどのもうけ話に飛びつかない、定期購入や契約時に最終画面で定期購入が条件などの内容が書いていないか、取り引き先の電話番号などを確認するなど大切です。

——和歌山県消費生活センターに相談すると、どういった対応をしてくれますか

解決へのアドバイスや当事者とトラブルになった業者の人の仲介が可能なケースもあります。電話でも来所でもお気軽にご相談ください。